㊞

答　申　書

令和８年１１月６日

東大阪市上下水道事業経営審議会

1. はじめに

本審議会においては、令和６年８月に水道料金の改定について諮問を受け、多角的な視点から審議を行い、令和６年 11 月に答申を行いました。（以下、「前回答申」）

市では、この前回答申に基づき、令和７年 10 月及び令和 10 年４月の二段階に分けて料金改定を実施する条例改正案を市議会へ提案されましたが、市議会における審議の結果、令和 10 年４月の約８％の改定については、今後の国庫補助金の確保や経営努力を踏まえて改めて算定すべきとの判断が示されました。

このような状況の中、令和８年８月に令和 10 年４月の平均約８％の改定の検証を含む水道料金の改定について改めて諮問を受けたことから、本審議会においては、市水道事業が健全な経営を持続していくため審議を重ねましたので、その結果について以下のとおり答申します。

2. 料金改定時期

料金改定時期は、前回答申の内容や利用者への周知期間などを考慮し、令和 10 年４月１日とすることが妥当です。

3. 料金改定率

今後の社会経済情勢等の不確定な要素による影響を最小限に抑えるため、料金算定期間を令和 11 年度までとした場合、料金改定率は平均約８％とすることが妥当です。

ただし、今回の審議会で示された財政シミュレーションでは、令和 12 年度に財政目標を達成できない見込みとされていることから、今後の経営状況をよく見極めた上で、改めて料金改定の検討を行うことが必要であると考えます。

4. 付帯意見

(1) 広報のあり方

将来にわたって、持続的に安定した水道事業の運営を行っていくためには、利用者の理解と協力が不可欠です。広報誌や検針時のチラシ、インターネット媒体を用いるなど、様々な手法を工夫し、幅広い世代に、丁寧でわかりやすい広報を行うことを提言します。

(2) 水道料金の定期的な見直し

長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながることになります。経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、将来世代に負担を先送りしないよう定期的に料金の見直しを行うことを提言します。

(3) 料金体系の見直し

料金体系については、負担の公平性を確保できるよう口径別料金体系の導入や基本水量の解消といった料金体系のあるべき姿が実現できるよう、継続的に検討を進められることを提言します。

5. おわりに

本審議会は、水道料金の改定について諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、その内容を本答申として取りまとめました。

令和 10 年４月の料金改定については、昨今の物価、賃金上昇及び金利上昇などの社会・経済情勢を踏まえると経営環境は厳しいものの、水道事業における不断の経営努力や国費、地方財政措置の活用により、令和 11 年度までの期間においては、前回答申と同じ約８％の料金改定で財政目標を達成できる見込みであると判断しました。

しかし、令和 12 年度以降も健全経営を持続していくためには、今後もさらなる経営努力を継続するとともに、社会・経済情勢や事業環境の変化に柔軟に対応するため、水道料金の定期的な見直しや料金体系の見直しが適切に行われることを望みます。

令和10年４月に平均約８％の料金改定の水道料金表(案)

（１か月当たり、単位：円、税抜）

区分			改定後	現行
用途	段階	水量区画	単価	単価
家事用	基本料金	7㎥まで	858	780
	従量料金	8～10㎥	133	118
		11～20㎥	179	165
		21～30㎥	239	226
		31㎥～	276	264
業務用	基本料金	10㎥まで	2,056	1,876
	従量料金	11㎥～	303	278
公共用	基本料金	30㎥まで	6,284	5,738
	従量料金	31㎥～	399	367
事業用	基本料金	30㎥まで	9,280	8,472
	従量料金	31㎥～	425	391
臨時用	基本料金	10㎥まで	6,826	6,232
	従量料金	11㎥～	710	653
浴場用	基本料金	500㎥まで	31,000	31,000
	従量料金	501～600㎥	62	62
		601～2000㎥	102	102
		2001～3000㎥	104	104
		3001～4000㎥	113	113
		4001～5000㎥	123	123
		5001～6000㎥	189	189
		6001㎥～	247	247

※従量料金は１㎥あたりの単価

6. 附属資料

(1) 諮問書

写

東大阪水経企第 530 号
令 和 8 年 8 月 4 日

東大阪市上下水道事業経営審議会
会長　笠原　伸介　様

東大阪市上下水道事業管理者　江原　竜二

諮 問 書

下記事項について、東大阪市上下水道事業経営審議会規程第２条第１項の規定に基づき諮問いたしますので、ご審議のうえご答申いただきますようお願いいたします。

記

１．　諮問事項
水道料金の改定について

２．　諮問の趣旨
東大阪市水道事業では、令和６年８月に水道料金の改定について貴審議会に諮問し、ご審議いただきました。
令和６年 11 月に頂戴いたしました答申では、令和７年 10 月に平均約 28％の料金改定の実施が妥当とされましたが、水道は生活や経済活動の基盤として必要不可欠なものであり、料金改定による利用者への影響をできるだけ緩和するため、令和７年 10 月に平均約 19％、令和 10 年４月に平均約 8％、2 回の改定で平均約 28％とする段階的な料金改定とすることも可とする付帯意見をあわせて示していただきました。
本答申に基づき、令和７年 10 月及び令和 10 年４月の二段階に分けて料金改定を実施する条例改正案を市議会へ提案いたしましたが、市議会における審議の結果、令和７年 10 月の約 19％の改定については水道事業の財政状況や耐震化推進の必要性から緊急性が認められ可決されましたが、令和 10 年４月の約 8％の改定については、今後の国庫補助金の確保や経営努力を踏まえて改めて算定すべきとの判断が示されました。
このような状況の中、本市水道事業が健全な経営を持続していくため、令和 10 年４月の平均約 8％の改定の検証を含む水道料金の改定について改めてご審議いただきたく諮問いたします。

以上

(2) 委員名簿

	氏　名	所属・役職	備　考
会　長	笠原　伸介	大阪工業大学 工学部　教授	学識経験者
副会長	中嶋　貴子	大阪商業大学 公共学部　准教授	〃
委　員	小出　道子	株式会社松よし人形 代表取締役	関係団体が 推薦するもの
〃	石田　哲章	東大阪市自治協議会 副会長	〃
〃	松浦　陽子	東大阪市消費者団体協議会 会長	〃
〃	末吉　健一	大阪広域水道企業団 東部水道事業所長	〃
〃	冨士　真史	大阪府 東部流域下水道事務所長	〃
〃	森岡　大成		市民公募

(3) 審議経過

		開催日	審議の概要
令和 8年度	第2回	8月4日	・　審議会の審議経過 ・　前回答申後の対応 ・　現行の料金表 ・　条件設定
	第3回	9月5日	・　前提条件 ・　令和10年4月の8%改定の検証 ・　料金改定の検討
	第4回	11月6日	・　第3回審議会後の取り組み ・　市議会における意見に対する検討 ・　前提条件の整理 ・　中間報告と修正案の財政シミュレーション比較 ・　経営改善への工夫【地方財政措置の活用】 ・　修正案と追加修正後の財政シミュレーション比較 ・　料金改定率・料金改定時期 ・　料金表の検討 ・　答申案

※第1回は、上下水道事業の決算状況等について審議を行った。